

目 次

津市告示

公示送達

公示送達

放置自転車等の撤去及び保管

公示送達

認可地縁団体の告示事項の変更

住民票の職権消除

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

市有財産売却に係る一般競争入札の執行

開発行為に係る工事の完了

都市公園の区域変更

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

令和 4 年度津市営住宅随時補充入居者の募集

津市農業振興地域整備計画の変更

土地区画整理法第 1 3 3 条第 1 項による掲示が行われている旨の公告

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

津市上下水道事業告示

公共下水道使用料の収納事務の一部委託

津市上下水道事業公告

建設工事等に係る条件付一般競争入札の執行

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

公有財産売却に係る入札の執行

津市選挙管理委員会告示

津市議会議員の補欠選挙を行うべき事由の発生

津市農業委員会公告

土地改良事業参加資格の申出承認

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

下記の者の差押調書謄本、配当計算書謄本、債権差押解除通知書及び交付要求通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

令和5年1月18日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
〇〇〇	〇〇 〇〇	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	差押調書謄本及び配当 計算書謄本

○○○○○○○○	○○ ○○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
○○○○○○○○○○	○○○○○ ○○○○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	差押調書謄本及び配当 計算書謄本、債権差押 解除通知書
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○	○○○ ○○○ ○○ ○ ○○○	交付要求通知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 6 号

下記の者の市民税・県民税督促状、固定資産税・都市計画税督促状は、住所、居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 5 年 1 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇	〇〇 〇〇	令和 2 年度市民税・県民税（普徴）督促状第 3 期、第 4 期、令和 3 年度市民税・県民税（普徴）督促状第 3 期、第 4 期
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	令和 3 年度市民税・県民税（普徴）督促状第 3 期、第 4 期、令和 4 年度市民税・県民税（普徴）督促状第 3 期
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇	令和 2 年度市民税・県民税（普徴）督促状第 2 期、第 3 期、第 4 期
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇 〇 〇〇〇	令和 4 年度市民税・県民税（普徴）督促状随時 1 期
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	令和 4 年度市民税・県民税（普徴）督促状第 2 期、第 3 期

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇	令和４年度固定資産 税・都市計画税督促状 第２期
-------------	------------------------------------	--------------------------------

注意：地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 7 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 12 条第 2 項、第 13 条第 2 項及び第 14 条に基づき撤去し、保管している
自転車について、同条例第 16 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 1 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 4 年 12 月 8 日
船頭町津興地内	1	令和 4 年 12 月 12 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 4 年 12 月 14 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 4 年 12 月 16 日
久居射場町地内	1	令和 4 年 12 月 16 日
上浜町一丁目地内	1	令和 4 年 12 月 19 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	4	令和 4 年 12 月 20 日
津駅西第一公共自転車等駐車場	23	令和 4 年 12 月 23 日
津駅西第二公共自転車等駐車場	11	令和 4 年 12 月 23 日
津駅西第三公共自転車等駐車場	3	令和 4 年 12 月 23 日
雲出本郷町地内	1	令和 4 年 12 月 26 日

2 保管期間

告示の日から 90 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第 8 号

下記の者の差押調書謄本、配当計算書謄本及び充当通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 5 年 1 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	差押調書謄本、配当計算書謄本及び充当通知書

津市告示第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 19 年津市告示第 174 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 1 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

大里山室町自治会

三重県津市大里山室町 3655 番地 1

代表者 中川 輝雄

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	草深 薫 三重県津市大里山室町 2374 番地
変更後	中川 輝雄 三重県津市大里山室町 23 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 5 月 15 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 10 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第 4 項の規定により告示する。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、津市長に対して審査請求することができる。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和 5 年 1 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 職権消除した住民票

住 所	氏 名	生 年 月 日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

		○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○○○ ○ ○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○
○○○○○○○○○○○○○	○○○ ○○○○ ○○○○ ○ ○ ○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ ○	○○○○○○○○○○○○○○ ○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○ ○○

2 消除した年月日
令和5年1月24日

津市告示第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年安濃町告示第 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 1 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

栗加区自治会

三重県津市安濃町栗加 5 1 6 番地

代表者 黒川 喜信

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	吉川 彰 三重県津市安濃町栗加 9 3 4 番地 4
変更後	黒川 喜信 三重県津市安濃町栗加 1 2 9 0 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 2 月 2 日の定期総会において改選されたため。

津市公告第 5 号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 5 年 1 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 令和4年度第6回津市公有財産売却

(2) 物件の概要

物件番号 (区分番号)	所在及び地番	地目	地積	備考
1	津市豊が丘五丁目2386番334	雑種地	500 m ²	市街化調整区域 地区計画（豊が丘地区）あり 土砂災害特別警戒区域指定箇所あり
2	津市桜橋一丁目695番	宅地	262.58 m ²	市街化区域 第一種住居地域 倉庫（平成元年築軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建。床面積77.76 m ² ）あり

(3) 物件に関する事項

入札参加者は、次に掲げる物件に関する事項いずれについても、十分に理解し、了承しているものとします。

ア 各物件共通

- (ア) いずれの物件についても、現状での引渡しとなります。現状とは、土地、建物、工作物、構築物、残置物、立木、擁壁等を含め物件の現在における状況の姿のままを意味し、老朽化や損傷等の不具合がある場合や第三者が所有する建物、工作物、立木等が越境又は占有している場合であっても、そのまま引き渡しを行います。
- (イ) いずれの物件についても、特段の記載事項がない限り、地中埋設物、土壌汚染等の有無に係る調査は実施しておらず、現在本市においてこれらの存在を認知していません。購入後にこれらが判明又は発生した場合でも、本市は責任を負わず、売買代金の減額には応じず、また、撤去、回復等に要する費用、損害賠償等の一切を負担しません。

イ 物件番号1

- (ア) 物件は、地区計画（豊が丘地区）区域内にあり、近隣地域は低層住居専用地区となっています。
- (イ) 物件の北側及び西側は、傾斜地に隣接しています。
- (ウ) 物件の一部は、土砂災害特別警戒区域に指定されています。
- (エ) 登記所に平成8年6月作製の地積測量図が備え付けられています。

ウ 物件番号 2

- (ア) 土地及び建物を一体として売却します。土地には、仮設倉庫建物が 1 棟あります。
- (イ) 建物は、耐震性能が不足する可能性があるため、購入者の判断において必要に応じ耐震診断調査及び耐震補強工事を実施してください。
- (ウ) 土地上の工作物（看板）その他の定着物についても物件に含まれます。
- (エ) 登記所に平成 5 年作製の地図（公図）が備え付けられているほか、現地に境界標が設置されています。

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とします。ただし、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

- (1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含みます。以下同じ。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職（同条第 3 項第 1 号及び第 2 号に該当する者に限ります。）に属する津市職員である者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (4) 本市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及び K S I 官公庁オークション（紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムをいい、以下「売却システム」といいます。）に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (6) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
- (7) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者
- (8) 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (9) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会

的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

- (10) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (11) 法人でその役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。以下同じ。）のうちに第5号、第6号及び第8号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- (12) 物件を次の用途に供しようとする者
 - ア 反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点
 - イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第1項に規定する無差別大量殺人行為に係る用途（以下「無差別大量殺人行為に係る用途」といいます。）
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途（以下「風俗営業等」といいます。）
- (13) 18歳未満の者
- (14) 日本語が理解できない者
- (15) 日本国内に住所及び連絡先がない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加仮申込手続

ア 手続の内容 売却システムで入札参加の操作を行ってください。操作後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 手続期間 令和5年1月18日（水）午後1時から同年2月6日（月）午後2時まで

(2) 入札参加申込手続（本申込）

ア 手続の内容 仮申込みを行った後、(3)のとおり必要書類を本市に提出するほか、(4)のとおり入札保証金を納付してください。本市の確認後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 手続期限 令和5年2月15日（水）午後2時

(3) 必要書類の提出

ア 津市公有財産売却入札等参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます。）

イ 住民票の写し（法人の場合は、履歴事項全部証明書）

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、以下の証明書で該当する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 代理人を選任する場合は、委任状

カ 一つの不動産を複数の者で共有する目的で入札に参加する場合（共同入札する場合）は、共同入札等申出書

※ 提出先は、〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 津市政策財務部財産管理課財産活用・建築修繕支援担当とします。

※ イ、ウ及びエについては、いずれも申込日において発行後3月以内の原本に限ることとします。

※ 複数物件について申し込む場合は、ア、オ及びカについては物件ごとに1部提出することとします。したがって、イ、ウ及びエについては、1部で差し支えありません。

※ 代理人を選任する場合は、受任者（代理人）及び委任者（申込者）のイ及びウを提出することとします。

※ 共同入札する場合は、共同入札者全員のイ、ウ及びエを提出してください。

※ 一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

(4) 入札保証金の納付

入札参加申込者は、4の入札保証金の額の欄に掲げる金額を本市が指定する金融機関の口座に納付してください。

※口座番号等については、入札参加仮申込手続の後、あらかじめ売却システムに登録されたメールアドレス（以下「登録アドレス」といいます。）に電子メールでお知らせします。

※ 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、申込書にて指定された口座に振込みにより返還します。ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。

※ 入札保証金に納入から返還までの期間に係る利息は付しません。

4 予定価格（最低入札価格）及び入札保証金の額

物件番号 (区分番号)	所在及び地番	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金の額
1	津市豊が丘五丁目 2386 番 334	5,927,100 円	592,710 円
2	津市桜橋一丁目 695 番	10,149,600 円	1,014,960 円

5 入札及び開札

(1) 入札期間

令和 5 年 2 月 2 0 日（月）午後 1 時から同月 2 7 日（月）午後 1 時まで

(2) 開札

令和 5 年 2 月 2 7 日（月）午後 1 時以降に行います。

(3) 入札方法

売却システムで入札価格を登録（一度のみ可能）してください。なお、入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

(4) 入札をなかったものとする取扱

2 の入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

6 落札者の決定

(1) 売却システムでの入札において、本市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。

(3) 落札者には、登録アドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

(4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、物件の所有権は落札者に移転しません。

7 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、落札者は本市と契約を締結します。

(2) 提出書類

次に掲げる書類を令和5年3月17日（金）午後5時15分までに本市に提出してください。

ア 公有財産売買契約書

本市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行い、1部のみに収入印紙を貼り付けた上で、2部とも提出してください。本市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。契約は、本市が、落札者より返送された契約書に記名・押印したときに確定します。

イ 契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書

ウ 市町村が発行する身分証明書（法人の場合は不要）

エ 所有権移転登記嘱託請求書

オ 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書

※ 登録免許税額は次のとおりです。

物件番号 (区分番号)	所在及び地番	登録免許税額
1	津市豊が丘五丁目 2386 番 334	127,800 円
2	津市桜橋一丁目 695 番	191,100 円

※ 提出書類のうちイ及びエについては、津市ホームページから印刷できます。

8 契約保証金

(1) 落札者から提出された契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書に基づき、入札保証金の全額を契約保証金に充当し、その後、契約保証金の全額を売買代金に充当します。

(2) 落札者が売買代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、契約を締結しない場合は、契約保証金は本市に帰属します。

9 契約に付す条件

落札者に対しては、契約において次の条件を付します。

(1) 用途制限及び買戻し

購入者が、物件を次に掲げる用途に供した場合は、本市は当該物件を買戻しすることがあります。

この場合、利息を付さずに契約金額で買戻しするものとします。

ア 反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点

イ 無差別大量殺人行為に係る用途

ウ 風俗営業等

(2) 契約不適合責任の特約

購入者が、契約締結後及び所有権移転後において、物件に係る 1 (3) に関する事項及び当該事項以外の次に掲げる品質上の問題を発見しても、購入者は、本市に対し、追完、代金減額、契約の解除及び損害賠償を請求すること並びに契約の取消しを主張することができません。

ア 土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物の存在

イ 設備における P C B の含有

ウ 土地の陥没

エ その他品質上の問題

(3) 定着物撤去等の行為

本市は、物件が、建物、工作物、構築物、残置物、立木、擁壁等その他土地の定着物及び地中埋設物の撤去並びに物件の造成及び整地を必要とする場合であっても、当該行為に係る費用の一切を負担しません。

なお、購入者が当該行為を行おうとするとき（購入者が当該行為につき第三者をして行おうとするときを含みます。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）その他の法令に基づき適切に撤去を行わなければならないものとします。

(4) 第三者名義建物の滅失登記手続に係る特約

本市は、購入者が、物件について第三者名義建物の滅失登記に係る手続を必要とする場合であっても、当該手続に係る費用の一切を負担しません。ただし、購入者から本市に対し当該手続に係る協力の求めがあった場合には、本市は当該手続に必要な書面の交付その他の協力を行います。

なお、購入者が第三者名義建物の滅失登記に係る手続を行わなかった場合又は当該滅失登記を行うことができなかった場合であっても、津市は購入者に責任を負わず、購入者は、本市に対し、追完、代金減額、契約の解除及び損害賠償を請求すること並びに契約の取消しを主張することができ

ません。

(5) 紛争の解決

土地境界の疑義、第三者の占有その他の原因により物件に紛争が生じたときのほか、第三者から異議の申立てなどがあったときは、購入者の責任において処理するものとします。

(6) 法令の遵守

購入者は、建築基準法、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、三重県建築基準条例（昭和46年三重県条例第35号）その他の法令及びこれらの法令に基づく指導等に基づき、適切に物件を使用するものとします。

また、物件の引渡し後購入者が敷地への進入路又は敷地の出入口を確保する目的その他の目的で敷地及び敷地周辺を加工しようとする場合、購入者が関係機関と協議の上、建築基準法、都市計画法、道路法その他の関係法令に従い購入者の負担により行うものとします。

(7) 本市の契約解除権

本市は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、購入者に催告をせず、直ちに契約を解除することができることとします。

ア 購入者又は購入者の役員等が反社会的勢力であると認められたとき。

イ 購入者の経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき。

ウ 購入者又は購入者の役員等が、反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。

エ 購入者又は購入者の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 購入者又は購入者の役員等が、反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 購入者の死亡又は消滅により、契約に基づく権利を承継する者がいないとき。

キ 購入者が、差押え、仮差押え、仮処分、競売、保全処分、滞納処分その他これらに類する手続の申立てを受けたとき。

ク 購入者が、破産、民事再生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。

ケ 購入者が、契約に定める義務を履行しないとき又は購入者が契約に違

反する行為を行ったとき。

コ 購入者が、売買代金その他の購入者が本市に対し支払うべき債務の履行を怠り、本市が期限を付して督促をしたにもかかわらず、当該期限までにこれを履行しないとき。

サ その他購入者が重大な背信行為を行ったとき。

(8) 購入者は、(7)による契約の解除により損害を受けた場合においても、本市に対してその補償を請求できません。

(9) 購入者は、(7)により、本市が契約を解除したときは、購入者の負担で物件を原状に復して本市の指定する期日までに返還しなければなりません。

(10) 危険負担の特約

購入者は、契約締結から物件の引渡しまでの間において、物件が本市の責めに帰することのできない事由により物件が滅失又はき損した場合には、売買代金の支払いを拒絶し、又は契約の解除を行うことができません。

(11) 損害賠償

購入者は、契約に定める義務を履行しないことで本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(12) 費用の負担

契約に関する諸費用は、全て購入者が負担するものとします。

(13) 実地調査等

本市は、その必要があると認めるときは、物件に関し実地に調査し、又は購入者に報告若しくは資料の提出を求めることができ、購入者は、正当な理由なく当該調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は必要な報告若しくは資料の提出を怠ってはならないものとします。

(14) その他契約に付す条件

本市が必要と認める場合、物件に応じて、本市の関係部局、自治会等との調整、協議等を行うことを契約に付します。

10 売買代金の支払期限及び支払方法

売買代金（売買代金から契約保証金を差し引いた残額）は、令和5年3月29日（水）午後5時15分までに、次の各号に掲げる方法のうちいずれかの方法により本市へ納付しなければなりません。

(1) 本市が用意する納付書による本市が指定する金融機関窓口からの納付

(2) 本市が指定する金融機関の口座への振込みによる納付

(3) 現金の直接持参（持参したその日に納入手続を行いますので、開庁日の

午後 1 時まで、津市政策財務部財産管理課へ持参してください。)

11 所有権の移転・引渡し

- (1) 売買代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、移転完了後に物件を引き渡すものとします。
- (2) 物件の所有権の移転登記は本市が行います。なお、所有権の移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

12 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる契約に関する諸費用は、全て落札者の負担となります。

- (1) 印紙税（印紙税法（昭和 4 2 年法律第 2 3 号）及び租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）の規定に基づき、印紙税に相当する金額の収入印紙を契約書に貼り付けてください。）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) 所有権移転後の公租公課
- (5) 物件引渡し後に必要となる費用
- (6) その他契約に要する費用

13 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札参加者は、本公告の内容全てについて十分に理解し、了承しているものとします。入札に参加しようとする方は、1 から 12 までの事項のほか次の各号に掲げる事項について了承の上で申込みを行ってください。

- (1) この公告のほか、入札に必要な事項については、売却システム及び津市ホームページで示します。

なお、売却システムにおいては、入札参加仮申込手続の始期まで物件情報を閲覧することができません。

- (2) 入札参加申込みに当たっては、1 の物件に関する事項を確認するほか、入札参加者において公簿等の閲覧により十分に調査を行い、必ず現地を事前に確認してください。
- (3) 物件において建物の建築、建替え、用途変更等が可能かどうかについては、関係機関の指導等がなされる場合がありますので、入札参加者においてあらかじめ関係機関に確認しておいてください。
- (4) 購入後敷地への進入路又は敷地の出入口を確保するため敷地及び敷地周辺を加工する場合、購入者が関係機関と協議の上、建築基準法、都市計画法、道路法その他の関係法令に従い、購入者の負担により行ってください。

- (5) 落札後の契約及び所有権移転登記は、申込書に記載された申込者及び共同入札等申出書に記載された共有者の名義で行います。
- (6) 共有する目的で申込みをする場合、共同入札者全員が入札参加の資格を有する必要があります。
- (7) 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。
- (8) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法で送付してください。）又は直接持参にて行ってください。電話（ファクスを含みます。）等による申込みの受付は行いません。
- (9) 物件に係る現地説明会等は開催しません。なお、物件の敷地等を随時見ていただくことは可能です。
- (10) 入札参加申込みを行った者の氏名（名称）、入札価格等入札に関する結果を公表することがあります。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課

財産活用担当・建築修繕支援担当

電話番号 059-229-3126

津市公告第 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 5 年 1 月 1 6 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市戸木町字東出 7 0 5 1 番及び 7 0 5 2 番
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市大黒田町 2 3 9 番地
東和ホーム株式会社
代表取締役 村林 明和

津市公告第 7 号

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 及び津市都市公園条例（平成 18 年津市条例第 197 号）第 2 条の規定により、都市公園の区域を変更するので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

令和 5 年 1 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市公園の名称
中勢グリーンパーク
- 2 位置
津市あのかつ台五丁目 757 番 1
- 3 区域
別図のとおり
- 4 変更する区域
当該都市公園の区域に別図に示す区域を追加する
- 5 変更後の区域の供用開始の期日
令和 5 年 1 月 20 日
- 6 関係図書の縦覧場所
津市西丸之内 23 番 1 号
津市建設部建設整備課

津市公告第 8 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 23 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

505012301

公 告 日	令和5年1月23日		工 事 担 当 課	市営住宅課	
工 事 名	令和4年度住第9号 津市市営高洲住宅ゴミ集積所設置工事				
工 事 場 所	津市 高洲町		地内		
工 事 概 要	新築 鉄骨造 平家建 延面積 5.4m ² (4ヶ所) 鉄骨造 平家建 延面積 10.8m ² (1ヶ所) 外構 ※上記に係る建築工事等 一式				
工 期	契約締結の日から 令和5年6月2日 まで				
発 注 業 種	建築一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D・C	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和5年2月3日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和5年2月3日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和5年1月26日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和5年1月31日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和5年2月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年2月8日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	4,890,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。				

津市公告第 9 号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 215 号）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公募します。

令和 5 年 1 月 23 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

令和4年度市営住宅随時補充入居者募集

1 入居資格

市営住宅に入居することができる者は、次の各号の要件を全て備える者とします。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者若しくは住所を移転し、かつ、定住する意思を有する者又は本市の区域内に勤務場所を有する者若しくは勤務場所を有することとなることが確実な者であること。
- (2) 同居しようとする者があるときは、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）であること。
- (3) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。
- (4) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入である者

ア 158,000円以下（裁量階層世帯259,000円以下）

裁量階層世帯とは、次の要件のいずれかに該当する世帯をいいます。

- (ア) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度の者がある世帯
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - b 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度
 - c 知的障害 bに規定する精神障害に相当する程度
- (イ) 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者のみである世帯
- (ウ) 申込者又は同居予定者に戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がいる世帯
- (エ) 申込者又は同居予定者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者があ
る世帯
- (オ) 申込者又は同居予定者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金

の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がある世帯

(カ) 申込者又は同居予定者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がある世帯

(キ) 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯

イ 収入については、申込者及び同居予定者の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例に準じて算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額とします。

(ア) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族1人につき38万円

(イ) 給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者1人につき10万円（合計額が10万円未満である場合には、当該合計額）

(ウ) 同一生計配偶者で70歳以上の者又は老人扶養親族1人につき10万円

(エ) 特定扶養親族1人につき25万円

(オ) 申込者又は(ア)に規定する者に障害者がある場合には、障害者1人につき27万円（特別障害者の場合は、1人につき40万円）

(カ) 申込者又は同居親族に寡婦がある場合には、寡婦1人につき27万円（所得金額が27万円未満である場合には、当該所得金額）

(キ) 申込者又は同居親族にひとり親がある場合には、ひとり親1人につき35万円（所得金額が35万円未満である場合には、当該所得金額）

(5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者

(6) 市町村税等を滞納していない者

(7) 申込者又は同居予定者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(8) 津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号。以下「条例」といいます。）に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

令和5年2月1日（水）から令和5年3月31日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、土曜日、日曜日、国民

の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

(2) 申込方法

住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからキまでの書類を添付の上、建設部市営住宅課（津市役所本庁舎 6 階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得・課税証明書。ただし、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年津市条例第 40 号）第 4 条第 2 項又は第 3 項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいいます。）を利用することができるときは、当該書類の提出に代えることができます。

イ 申込者、同居予定者全員の住民票の写し

ウ 市町村税の完納証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課所定の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者については手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、ひとり親世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ その他必要な書類

3 住宅入居申込書の配布

住宅入居申込書は、令和 5 年 1 月 23 日（月）から令和 5 年 3 月 31 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに、建設部市営住宅課及び市営住宅課久居分室で配布します。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

4 選考

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以下「入居適格者」といいます。）を選考します。

入居適格者の数が募集戸数を上回った場合は、申込書の受付順に入居者を決定します。

5 募集住宅及び戸数

津市公告第 10 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により津市農業振興地域整備計画を別冊のとおり変更しましたので、同条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告します。

また、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を、併せて別紙のとおり公告します。

なお、別冊及び別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課において縦覧に供します。

令和 5 年 1 月 23 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 1 1 号

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 1 0 3 条第 1 項の規定による東部丘陵地長池地区土地区画整理事業に係る換地処分のお知らせにつきましては、下記の送付を受けるべき者がその受領を拒んだことから、同法第 1 3 3 条第 1 項及び第 2 項において準用する同法第 7 7 条第 5 項の規定により、当該通知書の送付に代えて当該書類の内容が下記の場所に掲示されていることを公告します。

令和 5 年 1 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

1 送付を受けるべき者

住所又は判明している最後の住所	氏名
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇

2 掲示されている場所

京都府城陽市富野長谷山 1 番地 4 4 7

津市公告第 12 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

令和 5 年 1 月 26 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市高茶屋小森町字向山 1717 番 3 及び 1717 番 4

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市島崎町 174 番地 10

岩本 彰太郎

津市公告第 13 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 5 年 1 月 26 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市芸濃町棕本字西富家 2669 番 1 ほか 2 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市中江島町 17 番 10 号
株式会社アールアンドケイハウジング
代表取締役 喜田 創

津市公告第 1 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 5 年 1 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 5 年 1 月 2 6 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市芸濃町棕本字東豊久野 2 9 1 9 番 1 ほか 5 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市芸濃町棕本 3 7 1 7 番地
伊藤 武夫

津市上下水道事業告示第1号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、
使用料の収納事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示します。

令和5年1月20日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

- 1 収納する使用料
公共下水道使用料
- 2 委託先
東京都中央区日本橋三丁目9番1号 日本橋三丁目スクエア12階
弁護士法人ライズ綜合法律事務所
- 3 委託期間
令和4年12月23日から令和5年5月31日まで

津市上下水道事業公告第 1 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 5 年 1 月 16 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和4年度水施継第1号
高茶屋浄水場電気計装設備等更新工事
- (2) 工事場所 津市高茶屋小森町及び新家町地内
- (3) 工事概要 受変電設備更新 一式
特殊電源設備更新 一式
運転操作設備更新 一式
監視制御設備更新 一式
計装設備更新 一式
建築改修 一式
- (4) 工期 契約締結日から令和7年2月28日まで
- (5) 予定価格 606,828,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者

を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において電気工事を希望業種として登載されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（電気工事業）を受けている者
- (7) 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいう。）を有する者
- (8) 審査基準日が令和2年10月1日から令和3年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の電気工事の総合評定値が、1,100点以上の者
- (9) 本件工事に、電気工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項ただし書に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とする。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）ただし、工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）
- (11) 官公庁等で発注され、過去10年間（平成24年度以降）に施工が完了した次の工事の元請実績を有するもの
電気工事で発注された浄水場の監視制御設備（建築電気設備は除く）の製作又は据付工事で契約金額が5億4,000万円以上（共同企業体による工事の場合は、出資比率20%以上の代表構成員として実績に限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和5年1月16日（月）から同月27日（金）まで
- (2) 配付場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当又は津市ホ

ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間 令和5年1月16日（月）から同月27日（金）
午後5時まで

イ 提出場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 電気工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が令和2年10月1日から令和3年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

キ 上記2(1)に規定する施工実績を証する書類（施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類）

ク 施工計画書

ケ 宣誓書

- (3) 入札参加資格の審査結果については、令和5年2月6日（月）までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 令和5年1月16日（月）から同年2月24日（金）まで

イ 閲覧場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当及び津市
ホームページ「入札・契約」

(2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市半田141番地

アサヒ感光社（電話番号059-226-5214）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和5年1月20日（金）正午までに指定の質問書により F A X又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。なお、F A Xの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和5年1月25日（水）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和5年2月7日（火）正午までに指定の質問書により F A X又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。なお、F A Xの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和5年2月14日（火）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から令和5年2月24日（金）までに日本郵便株式会社津中央郵便局（以下「津中央郵便局」といいます。）必着とします。ただし、津中央郵便局が、令和5年2月24日（金）のゆうゆう窓口営業時間のいずれかの時間帯に窓口業務を休止した場合に限り、同月25日（土）までに津中央郵便局に到着したものを有効とします。

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市上下水道

管理局 上下水道管理課宛

8 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和 5 年 2 月 2 8 日（火）午前 9 時 0 0 分から
- (2) 場所 津市上下水道庁舎 2 階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。以下「規則」といいます。）第 2 7 条第 1 項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提出することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第 2 8 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第 2 号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人 2 者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し 2 以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。

- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分 3 箇所封印をしてください。

- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 有（５回以内）
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。
- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。
なお、落札者となるべき同価格の入札者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
- (6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (8) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成１８年１月１日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (10) 本件工事は津市公契約条例（平成２９年津市条例第２２号）第４条第２項に規定する労働報酬下限額を検討するための対象案件です。
労働環境の確保に係る誓約事項及び令和４年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市殿村５番地 津市上下水道庁舎２階

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

電話番号 ０５９－２３７－５８０３

FAX ０５９－２３７－５８１９

津市上下水道事業公告第2号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年1月16日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年1月16日		工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和４年度下工維補第２号 東丸之内及び大門地内下水道管布設替工事				
工 事 場 所	津市　東丸之内及び大門		地内		
工 事 概 要	管布設工(管径300～500mm)　212m 組立マンホール工　1箇所 取付管布設工　90箇所				
工 期	契約締結の日から 令和5年8月28日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から		令和5年2月6日	まで
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から		令和5年2月6日	まで
	販 売 店	アサヒ感光社　津市半田141　Tel.059-226-5214			
設計図書等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和5年1月25日		午後５時　まで（指定の質問書を使用すること）	
	回 答 日	令和5年2月1日		ホームページにて回答	
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎２階）F A X 059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和5年2月6日		必着	
	郵 送 先	〒514-8799　日本郵便(株)津中央郵便局　留　津市上下水道管理局　上下水道管理課　宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和5年2月9日 午前9時00分 津市上下水道庁舎２階　入札室				
予 定 価 格	46,392,000		円　（税抜き）		
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 配置技術者について、３ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

津市上下水道事業公告第 3 号

次のとおり公有財産売却入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 5 年 1 月 18 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

別紙のとおり

津市上下水道管理局公有財産売却入札

1 入札に付する事項

(1) 件名 令和４年度第１回津市上下水道管理局公有財産売却

(2) 物件の概要

物件番号 (区分番号)	所在及び地番	地目	地積	備考
①	津市あのかつ台 三丁目１９番 ３	雑種地	2190.00 ㎡	市街化区域 第一種低層住居専用地域

(3) 物件に関する事項

入札参加者は、次に掲げる物件に関する事項いずれについても、十分に理解し、了承しているものとします。

ア 現状での引渡しとなります。現状とは、土地、建物、工作物、構築物、残置物、立木、擁壁等を含め物件の現在における状況の姿のままを意味し、老朽化や損傷等の不具合がある場合や第三者が所有する建物、工作物、立木等が越境又は占有している場合であっても、そのまま引き渡しを行います。

イ 特段の記載事項がない限り、地中埋設物、土壌汚染等の有無に係る調査は実施しておらず、現在本市においてこれらの存在を認知していません。購入後にこれらが判明又は発生した場合でも、本市は責任を負わず、売買代金の減額には応じず、また、撤去、回復等に要する費用、損害賠償等の一切を負担しません。

ウ 土地上のフェンス、門扉等の工作物についても物件に含まれます。

エ 本物件内において法面があり、高低差が生じています。

オ 土地東側の隣接地上の竹藪の一部が土地境界を越境しています。

カ 土地南側には、中部電力パワーグリッド株式会社の設置する電柱３本及び支線３本があり、東西に電線が架線されています。なお、売買契約締結に当たり、本市は、当該電気事業者に許可した電柱及び支線の移設等に関与しませんので、買受人において当該電気事業者と協議を行ってください。

キ 法務局に平成１４年１０月作製の地積測量図が備え付けられているほか、境界標が設置されています。

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とします。ただし、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含みます。以下同じ。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職（同条第3項第1号及び第2号に該当する者に限ります。）に属する津市職員である者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (4) 本市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びK S I 官公庁オークション（紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムをいい、以下「売却システム」といいます。）に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
- (7) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者
- (8) 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (9) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (10) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (11) 法人でその役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。以下同じ。）のうちに第5号、第6号及び第8号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- (12) 物件を次の用途に供しようとする者
 - ア 反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第４条第１項に規定する無差別大量殺人行為に係る用途（以下「無差別大量殺人行為に係る用途」といいます。）

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途（以下「風俗営業等」といいます。）

(13) １８歳未満の者

(14) 日本語が理解できない者

(15) 日本国内に住所及び連絡先がない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加仮申込手続

ア 手続の内容 売却システムで入札参加の操作を行ってください。操作後、あらかじめ売却システムに登録されたメールアドレス（以下「登録アドレス」といいます。）宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 手続期間 令和５年１月１８日（水）午後１時から同年２月６日（月）午後２時まで

(2) 入札参加申込手続（本申込）

ア 手続の内容 仮申込みを行った後、(3)のとおり必要書類を本市に提出するほか、(4)のとおり入札保証金を納付してください。本市の確認後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 手続期限 令和５年２月１５日（水）午後５時

(3) 必要書類の提出

ア 津市上下水道管理局公有財産売却入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます。）

イ 住民票の写し（法人の場合は、履歴事項全部証明書）

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、以下の証明書で該当する全てのものについて、それぞれ直近２年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 代理人を選任する場合は、委任状

カ 一つの不動産を複数の者で共有する目的で入札に参加する場合（共同入札する場合）は、共同入札等申出書

※ 提出先は、〒514-0073 三重県津市殿村5番地 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当とします。

※ イ、ウ及びエについては、いずれも申込日において発行後3月以内の原本に限ることとします。

※ 代理人を選任する場合は、受任者（代理人）及び委任者（申込者）のイ及びウを提出することとします。

※ 共同入札する場合は、共同入札者全員のイ、ウ及びエを提出してください。

※ 一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

(4) 入札保証金の納付

入札参加申込者は、4の入札保証金の額の欄に掲げる金額を本市が指定する金融機関の口座に納付してください。

※ 口座番号等については、入札参加仮申込手続の後、登録アドレスに電子メールでお知らせします。

※ 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、申込書にて指定された口座に振込みにより返還します。ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。

※ 入札保証金に納入から返還までの期間に係る利息は付しません。

4 予定価格（最低入札価格）及び入札保証金の額

物件番号 (区分番号)	所在及び地番	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金の額
①	津市あのだつ台三丁目19番3	14,301,200 円	1,430,120 円

5 入札及び開札

(1) 入札期間

令和5年2月20日（月）午後1時から同月27日（月）午後1時まで

(2) 開札

令和 5 年 2 月 2 7 日（月）午後 1 時以降に行います。

(3) 入札方法

売却システムで入札価格を登録（一度のみ可能）してください。なお、入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

(4) 入札をなかったものとする取扱

2 の入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

6 落札者の決定

(1) 売却システムでの入札において、本市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。

(3) 落札者には、登録アドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

(4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、物件の所有権は落札者に移転しません。

7 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、落札者は本市と契約を締結します。

(2) 提出書類

次に掲げる書類を令和 5 年 3 月 9 日（木）午後 5 時までに本市に提出してください。

ア 公有財産売買契約書

本市から 2 部送付しますので、2 部ともに記名・押印を行い、1 部のみに収入印紙を貼り付けた上で、2 部とも提出してください。本市による記名・押印後、1 部を落札者へ返送します。契約は、本市が、落札者

より返送された契約書に記名・押印したときに確定します。

イ 契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書

ウ 市町村が発行する身分証明書（法人の場合は不要）

エ 所有権移転登記嘱託請求書

オ 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書

※ 登録免許税額は次のとおりです。

物件番号 (区分番号)	所在及び地番	登録免許税額 (土地)
①	津市あのかつ台三丁目19番3	163,700 円

※ 提出書類のうちイ及びエについては、津市上下水道事業ホームページから印刷できます。

※ 提出先は、〒514-0073 三重県津市殿村5番地 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当とします。

8 契約保証金

(1) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。

(2) 落札者から提出された契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書に基づき、入札保証金の全額を契約保証金に充当し、その後、契約保証金の全額を売買代金に充当します。

(3) 納付すべき契約保証金額からすでに納付済みの入札保証金額を差し引いた金額を、令和5年3月9日（木）午後5時までに、次の各号に掲げる方法のうちいずれかの方法により本市へ納付しなければなりません。

ア 本市が用意する納付書による本市が指定する金融機関窓口からの納付

イ 本市が指定する金融機関の口座への振込みによる納付

ウ 現金の直接持参（開庁日の午後5時までに、津市上下水道管理局上下水道管理課へ持参してください。）

(4) 落札者が売買代金を支払期限までに納入しないなどの理由により、契約を締結しない場合は、契約保証金は本市に帰属します。

9 契約に付す条件

落札者に対しては、契約において次の条件を付します。

(1) 用途制限及び買戻し

購入者が、物件を次に掲げる用途に供した場合は、本市は当該物件を買戻しすることがあります。

この場合、利息を付さずに契約金額で買戻しするものとします。

ア 反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点

イ 無差別大量殺人行為に係る用途

ウ 風俗営業等

(2) 契約不適合責任の特約

購入者が、契約締結後及び所有権移転後において、物件に係る 1 (3) に関する事項及び当該事項以外の次に掲げる品質上の問題を発見しても、購入者は、本市に対し、追完、代金減額、契約の解除並びに損害賠償を請求し、又は契約を取り消すことができません。

ア 土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物の存在

イ 土地の陥没

ウ その他品質上の問題

(3) 定着物撤去等の行為

本市は、物件が、建物、工作物、構築物、残置物、立木、擁壁等その他土地の定着物及び地中埋設物の撤去並びに物件の造成及び整地を必要とする場合であっても、当該行為に係る費用の一切を負担しません。

なお、購入者が当該行為を行おうとするとき（購入者が当該行為につき第三者をして行おうとするときを含みます。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他の法令に基づき適切に撤去を行わなければならないものとします。

(4) 紛争の解決

土地境界の疑義、第三者の占有その他の原因により物件に紛争が生じたときのほか、第三者から異議の申立てなどがあったときは、購入者の責任において処理するものとします。

(5) 法令の遵守

購入者は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、三重県建築基準条例（昭和 46 年三重県条例第 35 号）その他の法令及びこれらの法令に基づく指導等に基づき、適切に物件を使用するものとします。

また、物件の引渡し後購入者が敷地への進入路又は敷地の出入口を確保

する目的その他の目的で敷地及び敷地周辺を加工しようとする場合、購入者が関係機関と協議の上、建築基準法、都市計画法、道路法（昭和２７年法律第１８０号）その他の関係法令に従い購入者の負担により行うものとします。

(6) 本市の契約解除権

本市は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、購入者に催告をせず、直ちに契約を解除することができることとします。

ア 購入者又は購入者の役員等が反社会的勢力であると認められたとき。

イ 購入者の経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき。

ウ 購入者又は購入者の役員等が、反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。

エ 購入者又は購入者の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 購入者又は購入者の役員等が、反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 購入者の死亡又は消滅により、契約に基づく権利を承継する者がいないとき。

キ 購入者が、差押え、仮差押え、仮処分、競売、保全処分、滞納処分その他これらに類する手続の申立てを受けたとき。

ク 購入者が、破産、民事再生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。

ケ 購入者が、契約に定める義務を履行しないとき又は購入者が契約に違反する行為を行ったとき。

コ 購入者が、売買代金その他の購入者が本市に対し支払うべき債務の履行を怠り、本市が期限を付して督促をしたにもかかわらず、当該期限までにこれを履行しないとき。

サ その他購入者が重大な背信行為を行ったとき。

(7) 購入者は、(6)による契約の解除により損害を受けた場合においても、本市に対してその補償を請求できません。

(8) 購入者は、(6)により、本市が契約を解除したときは、購入者の負担で物

件を原状に復して本市の指定する期日までに返還しなければなりません。

(9) 危険負担の特約

購入者は、契約締結から物件の引渡しまでの間において、本市の責めに帰することのできない事由により物件が滅失又はき損した場合であっても、売買代金の支払いを拒絶し、又は契約の解除を行うことができません。

(10) 損害賠償

購入者は、契約に定める義務を履行しないことで本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(11) 費用の負担

契約に関する諸費用は、全て購入者が負担するものとします。

(12) 実地調査等

本市は、その必要があると認めるときは、物件に関し実地調査し、又は購入者に報告若しくは資料の提出を求めることができ、購入者は、正当な理由なく当該調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は必要な報告若しくは資料の提出を怠ってはならないものとします。

(13) その他契約に付す条件

本市が必要と認める場合、物件に応じて、本市の関係部局、自治会等との調整、協議等を行うことを契約に付します。

10 売買代金の支払期限及び支払方法

売買代金（売買代金から契約保証金額を差し引いた残額）は、令和5年3月20日（月）午後5時までに、次の各号に掲げる方法のうちいずれかの方法により本市へ納付しなければなりません。

- (1) 本市が用意する納付書による本市が指定する金融機関窓口からの納付
- (2) 本市が指定する金融機関の口座への振込みによる納付
- (3) 現金の直接持参（開庁日の午後5時までに、津市上下水道管理局上下水道管理課へ持参してください。）

11 所有権の移転・引渡し

- (1) 売買代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、移転完了後に物件を引き渡すものとします。
- (2) 物件の所有権の移転登記は本市が行います。なお、所有権の移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

12 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる契約に関する諸費用は、全て落札者の負担となります。

- (1) 印紙税（印紙税法（昭和42年法律第23号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づき、印紙税に相当する金額の収入印紙を契約書に貼り付けてください。）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) 所有権移転後の公租公課
- (5) 物件引渡し後に必要となる費用
- (6) その他契約に要する費用

13 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札参加者は、本公告の内容全てについて十分に理解し、了承しているものとします。入札に参加しようとする者は、1から12までの事項のほか次の各号に掲げる事項について了承の上で申込みを行ってください。

- (1) 本公告のほか、入札に必要な事項については、入札期間の終期まで売却システム及び津市上下水道事業ホームページで示します。
- (2) 入札参加申込みに当たっては、1の物件に関する事項を確認するほか、入札参加者において公簿等の閲覧により十分に調査を行い、必ず現地を事前に確認してください。
- (3) 物件において建物の建築、建替え、用途変更等が可能かどうかについては、関係機関の指導等がなされる場合がありますので、入札参加者においてあらかじめ関係機関に確認しておいてください。
- (4) 購入後敷地への進入路又は敷地の出入口を確保するため敷地及び敷地周辺を加工する場合、購入者が関係機関と協議の上、建築基準法、都市計画法、道路法その他の関係法令に従い、購入者の負担により行ってください。
- (5) 落札後の契約及び所有権移転登記は、申込書に記載された申込者及び共同入札等申出書に記載された共有者の名義で行います。
- (6) 共有する目的で申込みをする場合、共同入札者全員が入札参加の資格を有する必要があります。
- (7) 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。
- (8) 申込関係書類の提出は、指定した提出先へ提出期限までに必着とし、郵送（書留等記録が残る方法で送付してください。）又は直接持参にて行ってください。電話（ファクスを含みます。）等による申込みの受付は行いません。

- (9) 物件に係る現地説明会等は開催しません。なお、物件の敷地等を随時見ていただくことは可能です。
- (10) 入札参加申込みを行った者の氏名（名称）、入札価格等入札に関する結果を公表することがあります。

問い合わせ先

三重県津市殿村５番地 津市上下水道庁舎２階

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

電話番号 ０５９－２３７－５８０３

津市選挙管理委員会告示第1号

令和5年1月30日付けで、津市議会議長から津市議会議員に欠員を生じた旨の通知を受けたことにより、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項の規定による津市議会議員の補欠選挙を行うべき事由が生じたので告示する。

令和5年1月30日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

津市農業委員会公告第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条第1項第2号の規定により次のとおり土地改良事業参加資格の申出を承認したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第1条の3第3項の規定により次のとおり公告します。

なお、本申出の関係書類は、津市農業委員会事務局に備えおきます。

令和5年1月27日

津市農業委員会会長 喜 多 義 幸

- 1 土地改良事業の実施主体
一身田平野土地改良区
- 2 参加資格の申出者
津市一身田平野497番地 中尾 好孝 外58名
- 3 申出に係る土地
津市一身田平野字志登茂148番ほか387筆 254, 291.26㎡